

◎新潟県告示第986号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 西三川休猟区

(1) 区域

佐渡市真野新町地内の国道350号と県道両津・真野・赤泊線の交点を起点とし、ここから同県道を東に150メートル進み、ここから南に進み、県道静平・西三川線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、下黒山、笹川を経て国道350号との交点（横浜橋右詰）に至る。ここから西三川川右岸を下流に進み、真野湾汀線へと至る。ここから汀線を北に進み、田切須崎、大須鼻、塩屋崎を経て、市道新町9号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道新町8号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,012ヘクタール

(3) 存続期間

令和4年10月15日から令和7年10月14日まで